

土壤汚染対策法
ガイドライン
第1編

土壤汚染対策法に基づく
調査及び措置に関するガイドライン
(改訂第3版)

平成31年3月
環境省 水・大気環境局 土壤環境課

本ガイドラインの策定経緯・位置付け

土壤汚染に係る調査及び措置については、土壤汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）及びこれに基づく関係法令に規定されているところです。

平成 31 年 4 月 1 日より、土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号。以下「改正法」という。）が全面施行されることを受け、実務に従事する地方公共団体及び事業者の方が改正法に基づく調査及び措置を行うに当たって参考となる手引きとして、「土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン（改訂第 3 版）」を作成しました。

このガイドラインは今後も内容の一層の充実を図っていくこととしています。

平成 31 年 3 月
環境省 水・大気環境局 土壤環境課

本ガイドライン内における記述方法について

本ガイドラインでは、法、施行令、施行規則、省令、告示、通知の内容を標準字体で記述し、それらの内容の詳細な説明及び補足事項を斜字体で記述している。

目次

第1章 土壤汚染対策法の概要	1
1.1 土壤汚染対策法の目的	1
1.1.1 土壤汚染対策法の目的	1
1.1.2 法改正の経緯及び目的	2
1.1.3 改正法の施行まで及び施行後の経緯	4
1.1.4 測定対象とする土壤	6
1.2 特定有害物質	6
1.3 自然由来及び水面埋立て土砂由来の土壤汚染の取扱い	9
1.3.1 自然由来で特定有害物質により汚染された土壤の取扱いの基本的な考え方	9
1.3.2 自然由来の有害物質が含まれる汚染土壤により盛土又は埋め戻しが行われた場合の取扱い	10
1.3.3 形質変更時要届出区域であって当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が専ら自然に由来すると認められるもの（自然由来特例区域）の該当性について	11
1.3.4 公有水面埋立地における特定有害物質で汚染された土壤の取扱いの基本的な考え方	11
1.3.5 形質変更時要届出区域であって当該形質変更時要届出区域内の土地の土壤の特定有害物質による汚染状態が水面埋立てに用いられた土砂に由来すると認められるものであって一定の条件を満たすもの（埋立地特例区域）の該当性について	12
1.4 要措置区域の指定に係る基準	12
1.4.1 汚染状態に関する基準	12
1.4.2 健康被害が生じるおそれに関する基準	14
1.5 土壤汚染状況調査	17
1.5.1 使用が廃止された有害物質使用特定施設に係る工場又は事業場の敷地であった土地の調査	19
1.5.2 土壤汚染のおそれがある土地の形質の変更が行われる場合の調査	37
1.5.3 土壤汚染による健康被害が生ずるおそれがある土地の調査	51
1.6 区域の指定等	56
1.6.1 要措置区域	56
1.6.2 形質変更時要届出区域	82
1.7 指定の申請	102
1.7.1 趣旨	102
1.7.2 指定の申請の手続	102
1.8 台帳	104
1.8.1 指定台帳の調製	104

1.8.2	指定台帳の訂正及び消除	107
1.8.3	解除台帳の調製	108
1.8.4	解除台帳の訂正	110
1.8.5	台帳の保管及び閲覧	110
1.9	汚染土壌の搬出等に係る規制	110
1.9.1	汚染土壌の搬出時の措置	110
1.9.2	汚染土壌処理業	128
1.10	その他	130
1.10.1	指定調査機関	130
1.10.2	指定支援法人	140
1.10.3	都道府県知事による土壌汚染に関する情報の収集、整理、保存及び提供等	141
1.10.4	有害物質使用特定施設を設置していた者による土壌汚染状況調査への協力	142
1.10.5	法の規定に基づく命令（政省令）の制定等における経過措置	143
1.10.6	権限の委任	143
1.10.7	政令で定める市の長による事務の処理	143
1.10.8	罰則	143
1.10.9	改正法等の施行に伴う経過措置	143
1.10.10	法の施行に当たっての配慮事項等	144

第 2 章 土壌汚染状況調査 146

2.1	土壌汚染状況調査の契機（法第 3 条～第 5 条）	146
2.1.1	基本的な考え方	146
2.1.2	法第 3 条第 1 項本文調査（調査義務）	146
2.1.3	法第 3 条第 8 項調査（調査命令）	147
2.1.4	法第 4 条第 2 項及び第 3 項調査（調査命令）	147
2.1.5	法第 5 条調査（調査命令）	148
2.2	土壌汚染状況調査の対象地の範囲（法第 3 条～第 5 条）	149
2.2.1	法第 3 条第 1 項調査（調査義務）	149
2.2.2	法第 3 条第 8 項調査（調査命令）	149
2.2.3	法第 4 条第 3 項調査（調査命令）	150
2.2.4	法第 5 条調査（調査命令）	150
2.3	土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等（地歴調査）	150
2.3.1	情報の入手・把握	152
2.3.2	試料採取等対象物質の種類の選定	168
2.3.3	汚染のおそれの由来に応じた区分	172
2.3.4	土壌汚染状況調査の対象地の土壌汚染のおそれの把握等の省略（規則第 11 条）	177
2.4	人為等に由来する汚染のおそれがある土地における土壌汚染のおそれの区分の分類	177
2.4.1	土壌汚染のおそれの区分の分類の実施	177
2.4.2	汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報の記録	189

2.4.3	複数の工場又は事業場の立地履歴が認められた場合	190
2.5	人為等由来汚染調査における試料採取等を行う区画の選定	192
2.5.1	単位区画及び30m格子の区分	192
2.5.2	試料採取等区画の選定	200
2.5.3	汚染のおそれが生じた場所の位置に関する情報の整理	209
2.5.4	規則第4条第4項の規定により試料採取等の対象としないことができる単位区画の考え方	212
2.5.5	試料採取等を行う区画の選定等の省略	219
2.6	人為等由来汚染調査における試料採取等の実施	220
2.6.1	調査対象物質の種類ごとに行うべき試料採取等の種類	220
2.6.2	第一種特定有害物質（揮発性有機化合物）に関する試料採取等	221
2.6.3	第二種特定有害物質（重金属等）及び第三種特定有害物質（農薬等）に関する試料採取等	244
2.6.4	法第5条第1項の命令の場合の特例	256
2.7	人為等由来汚染調査の結果の評価	263
2.7.1	人為等由来による汚染の有無の評価	263
2.7.2	人為等由来による土壤汚染の範囲の評価	263
2.7.3	人為等由来による土壤の汚染状態の評価	264
2.8	自然由来汚染調査	285
2.8.1	調査対象地の区画の設定	285
2.8.2	試料採取等を行う区画の選定	286
2.8.3	試料採取等	293
2.8.4	自然由来汚染調査の結果の評価	305
2.9	水面埋立て土砂由来汚染調査	313
2.9.1	試料採取等を行う区画の選定	313
2.9.2	試料採取等	317
2.9.3	水面埋立て土砂由来汚染調査結果の評価	325
2.10	土壤汚染状況調査の結果の評価と報告	330
2.10.1	土壤汚染状況調査の結果の評価	330
2.10.2	土壤汚染状況調査の報告	333
2.11	土壤汚染状況調査の追完	345
2.11.1	土壤汚染状況調査の省略と追完	345
2.11.2	土壤汚染状況調査の追完に関する留意事項	348
2.11.3	特例調査及び人為等由来汚染調査以外の省略と追完	356
2.11.4	一部区域の追完に関する留意事項	367
第3章	要措置区域等の指定	368

3.1	要措置区域等の指定の対象となる土地の区画	368
3.2	要措置区域等の指定に係る基準	368
3.2.1	汚染状態に関する基準	368
3.2.2	健康被害が生じるおそれに関する基準	368
3.3	要措置区域等の指定	372
3.3.1	要措置区域の指定及びその公示	374
3.3.2	形質変更時要届出区域の指定	374
3.3.3	臨海部特例区域の指定	382
3.4	要措置区域等の指定の解除	385
3.4.1	要措置区域の指定の解除	385
3.4.2	形質変更時要届出区域の指定の解除	386
3.5	台帳	386
3.5.1	指定台帳の調製	386
3.5.2	指定台帳の訂正及び消除	387
3.5.3	解除台帳の調製	387
3.5.4	解除台帳の訂正	388
3.5.5	台帳の保管及び閲覧	388
第4章	指定の申請	389
4.1	趣旨	389
4.2	指定の申請の手続	389
4.3	都道府県知事による審査	390
4.4	区域の指定	391
4.5	その他	392
4.5.1	汚染の除去等の措置の実施にともなう土壤汚染の拡散が見込まれる土地の区域についての指定の申請の活用	392
4.5.2	試料採取等を行う深さを限定して試料採取等を行った土地での汚染の除去等の措置の実施にともなう指定の申請の活用	392
4.5.3	汚染の除去等の措置を実施した範囲について汚染状況を調査して土壤汚染が明らかとなった場合の指定の申請の活用	393
4.5.4	試料採取等を行う深さを限定して試料採取等を行い要措置区域等に指定された土地での土地の形質の変更の実施にともなう指定の申請の活用	394
4.5.5	形質変更時要届出区域に指定されていない土地について、法第14条の指定の申請とともに施行管理方針の確認の申請の手続を行う場合の指定の申請	395

第5章 汚染の除去等の措置	396
5.1 汚染の除去等の措置の考え方	396
5.1.1 基本的な考え方	396
5.1.2 具体的事項	399
5.2 汚染の除去等の措置の種類	404
5.2.1 基本的な考え方	404
5.2.2 汚染の除去等の措置の種類	409
5.3 詳細調査	416
5.3.1 詳細調査の基本的な考え方	416
5.3.2 目標土壌溶出量を超える汚染状態にある土壌の範囲を把握する調査	425
5.3.3 基準不適合土壌のある平面範囲及び深さを把握する調査	425
5.3.4 第二溶出量基準に適合しない汚染状態の土壌の範囲を把握する調査	447
5.3.5 帯水層の底部となる不透水層の深度分布等を把握する調査	447
5.3.6 目標土壌溶出量及び目標地下水濃度を検討するための調査	448
5.3.7 深さが限定された土壌汚染状況調査に基づく実施措置の実施のための調査	449
5.3.8 汚染除去等計画の変更に伴う調査	450
5.3.9 措置対象範囲又は周辺における地下水位を把握する調査	450
5.4 措置の実施	451
5.4.1 基本的な考え方	451
5.4.2 措置の汚染除去等計画立案において確認すべき事項	452
5.4.3 地下水の摂取等によるリスクに係る各措置の実施	488
5.4.4 直接摂取によるリスクに係る各措置の実施	574
5.4.5 実施措置の実施に伴う周辺環境保全対策	591
5.5 措置の完了	599
5.5.1 基本的な考え方	599
5.5.2 措置の完了の確認	600
5.5.3 措置の完了後の効果の維持	624
5.5.4 記録と保管	624
5.6 要措置区域の指定の解除の要件	627
5.6.1 基本的な考え方	627
5.6.2 汚染の除去等の措置の実施	628
5.6.3 土壌汚染状況調査の追完や詳細調査実施による指定の解除	628
5.6.4 要措置区域の指定の解除の手続	629
5.6.5 汚染の除去等の措置の実施に伴い法第14条を申請した場合の要措置区域の解除	631
5.7 形質変更時要届出区域の指定の解除の要件	634
5.7.1 基本的な考え方	634
5.7.2 土壌汚染の除去の実施	634
5.7.3 土壌汚染状況調査の追完や詳細調査に準じた調査による指定の解除	635

5.7.4	形質変更時要届出区域の指定の解除の手続	636
5.8	措置の効果の維持（点検の方法と異常時の対応）	638
5.8.1	基本的な考え方	638
5.8.2	実施措置ごとの通常の点検の方法と異常時の対応	638
5.9	要措置区域等における土地の形質の変更	641
5.9.1	基本的な考え方	641
5.9.2	要措置区域の土地の形質の変更に係る管理	644
5.9.3	形質変更時要届出区域の土地の形質の変更に係る管理	654
5.9.4	土地の形質の変更届に添付する調査	668
5.9.5	記録とその保管	687
5.10	要措置区域等外へ土壌を搬出する場合	688
5.10.1	要措置区域等外への土壌の搬出と認定調査	688
5.10.2	認定調査の基本的な考え方	690
5.10.3	認定調査の種類	692
5.10.4	認定調査時地歴調査	693
5.10.5	試料採取等の対象とする特定有害物質の特定	694
5.10.6	試料採取等を行う区画の選定及び試料採取等	703
5.10.7	掘削前調査	706
5.10.8	掘削後調査	723
5.10.9	認定調査の方法が掘削前調査に限定される事例	731
5.10.10	認定調査時地歴調査において「自然由来の汚染のおそれがないと言えない第二種特定有害物質（シアンを除く）」の判断に係る調査（参考）	731
5.10.11	生じている要措置区域を対象に汚染除去等の措置として掘削除去を講じた土地（ただし、要措置区域の指定が解除され、形質変更時要届出区域にも指定されなかった土地は除く。）における認定調査	732
5.10.12	搬出土壌の調査の結果の評価	734
5.10.13	土壌汚染状況調査の追完と掘削前調査	741
5.10.14	詳細調査結果の認定調査への活用	741
第 6 章	臨海部特例区域	743
6.1	概要	743
6.2	臨海部特例区域の土地の要件	745
6.2.1	汚染が専ら自然又は水面埋立てに用いられた土砂に由来するものの要件	745
6.2.2	人の健康に係る被害が生ずるおそれがない土地であることの要件	751
6.3	土地の形質の変更の施行管理方針の確認	752
6.3.1	土地の形質の変更の施行管理方針の確認の申請	752
6.3.2	土地の形質の変更の施行管理方針に係る基準	759
6.4	土地の形質の変更に関する事項の事後届出	764

6.4.1	施行管理方針の確認を受けた土地内における土地の形質の変更届出書	767
6.4.2	施行管理方針の確認を受けた土地の汚染状態が人為等に由来することが確認された場合等の届出書	770
6.5	土地の形質の変更の施行管理方針の変更等	770
6.5.1	土地の形質の変更の施行管理方針の変更	770
6.5.2	土地の形質の変更の施行管理方針の廃止	771
6.5.3	土地の形質の変更の施行管理方針の確認の取消し	772
6.6	台帳記載事項	773

表 法、施行令、施行規則、省令、通知の略称

略称	内容
改正法	土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 33 号）
法	改正法による改正後の「土壤汚染対策法」（平成 14 年法律第 53 号）
平成 15 年施行法	平成 15 年 2 月 15 日に施行された土壤汚染対策法
平成 22 年改正法（旧法）	平成 22 年 4 月の土壤汚染対策法の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 23 号）
第二段階改正令	土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令（平成 30 年政令第 283 号）
令	第二段階改正令による改正後の「土壤汚染対策法施行令」（平成 14 年政令第 336 号）
第二段階改正規則	土壤汚染対策法施行規則の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 3 号）
規則	第二段階改正規則による改正後の「土壤汚染対策法施行規則」（平成 14 年環境省令第 29 号）
第二段階改正処理業省令	汚染土壤処理業に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 4 号）
処理業省令	第二段階改正処理業省令による改正後の「汚染土壤処理業に関する省令」（平成 21 年環境省令第 10 号）
第一段階改正指定調査機関等省令	土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 31 号）
第二段階改正指定調査機関等省令	土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令の一部を改正する省令（平成 31 年環境省令第 5 号）
指定調査機関等省令	第二段階改正指定調査機関等省令による改正後の土壤汚染対策法に基づく指定調査機関及び指定支援法人に関する省令（平成 14 年環境省令第 23 号）
通知	「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 31 年 3 月 1 日付環水大土発第 1903015 号環境省水・大気環境局長通知）
旧施行通知	「土壤汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壤汚染対策法の施行について」（平成 22 年 3 月 5 日付け環水大土発第 100305002 号環境省水・大気環境局長通知）

表 その他、本ガイドラインにおいて使用している略称

略称	内容
調査 16 号告示	「土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 16 号)
調査 17 号告示	「地下水に含まれる調査対象物質の量の測定方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 17 号)
調査 18 号告示	「土壤溶出量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 18 号)
調査 19 号告示	「土壤含有量調査に係る測定方法を定める件」(平成 15 年 3 月 6 日環境省告示第 19 号)

(参考資料)

- Appendix-1. 特定有害物質を含む地下水が到達し得る『一定の範囲』の考え方
- Appendix-2. 地下水の飲用利用等の判断基準
- Appendix-3. 自然由来による基準不適合土壤の判断方法及びその解説
- Appendix-4. 地表から一定の深さまでに帶水層がない旨の確認に係る手続
- Appendix-5. 土壤ガス調査に係る採取及び測定の方法
- Appendix-6. 地下水に含まれる試料採取等対象物質の量の測定方法
- Appendix-7. 地下水試料採取方法
- Appendix-8. 第二種特定有害物質及び第三種特定有害物質に係る土壤試料採取方法
- Appendix-9. 土壤溶出量調査に係る測定方法
- Appendix-10. 土壤含有量調査に係る測定方法
- Appendix-11. ポーリング調査方法
- Appendix-12. 土壤溶出量基準に適合しない汚染状態にある要措置区域等内の帶水層に接する場合における土地の形質の変更の施行方法の基準
- Appendix-13. 埋立地管理区域内において認められる土地の形質の変更の施行方法の基準
- Appendix-14. 措置完了条件としての目標土壤溶出量及び目標地下水濃度について
- Appendix-15. 要措置区域外から搬入された土壤を使用する場合における当該土壤の特定有害物質による汚染状態の調査方法
- Appendix-16. その他（規則様式）
- Appendix-17. 測定方法に係る補足事項
- Appendix-18. 地歴調査チェックリスト
- Appendix-19. 資料調査において入手・把握する資料（参考例）
- Appendix-20. 土壤汚染対策法の適用外となる岩盤
- Appendix-21. 実施措置において措置の効果を確認するための観測井の設置深さ
- Appendix-22. 汚染除去等計画を作成するに当たって、汚染の除去等の処理方法の適用性を確認する方法
- Appendix-23. 盛土措置における盛土材料に碎石を用いる場合の留意点
- Appendix-24. 汚染除去等計画、工事完了報告及び実施措置完了報告における記載事項並びに記載例
- Appendix-25. 土壤汚染状況調査結果概要、特定有害物質のリスト、地歴調査結果、試料採取の方法、試料採取等の結果、深さが限定された土壤汚染状況調査結果の記入シート
- Appendix-26. 土壤汚染状況調査の契機
- Appendix-27. 土壤汚染状況調査の対象地の土壤汚染のおそれの把握等（地歴調査）における過去調査結果の利用